

第 10 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。